

# すべての消費者が 安全・安心に利用できる エステティックサービス を目指して



これが、エステティックの  
安全・安心のマークね!



認証サロン



認証サロン  
(美容ライト脱毛)



認証試験制度



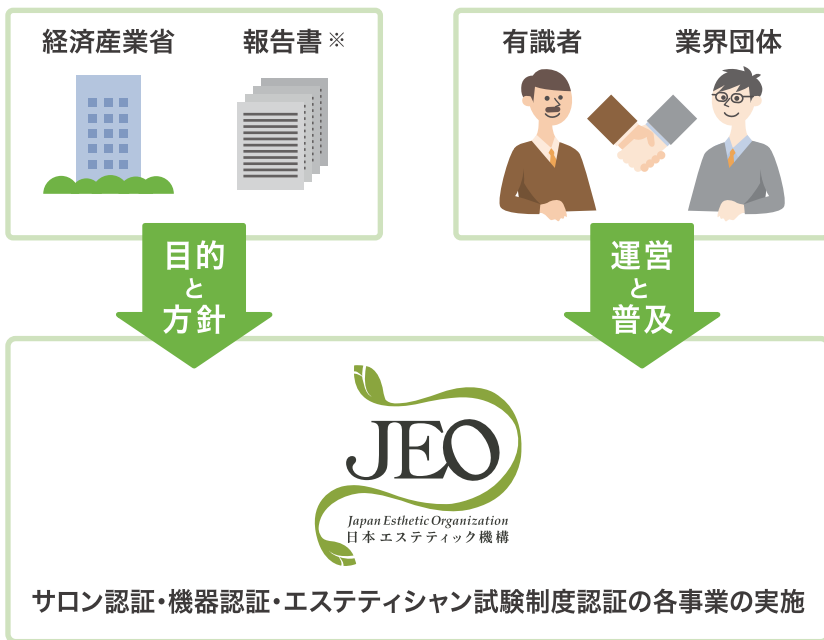
認証機器

## エステティック認証制度ガイドブック

## もくじ

- より快適なエステティックを目指して  
-JEOの目的と役割- ..... P2
- 消費者が安全・安心して利用できるエステティックへ  
-エステティック認証の目的- ..... P3
- エステティック認証って何？  
-認証事業のしくみ- ..... P4
- サロン認証は安全・安心なサロンの証明  
-サロン認証の概要- ..... P5～P8
- 安全なエステティック機器で快適な施術を  
-エステティック機器認証の概要- ..... P9～P10
- 安全で信頼できる「美容ライト脱毛」  
-消費者が安全・安心を選ぶ時代へ- ..... P11～P12
- 信頼できるエステティシャンを証明する試験  
-エステティシャン試験制度認証の概要- ..... P13～P14
- サロン運営管理者講習会のお知らせ  
-経営者に必要な法律と現状を理解する資格- ..... P15～P16
- エステティックサロン事業者登録制度  
-業界唯一の第三者機関への登録制度- ..... P17
- こんな時はどうするの？ ..... P18

# より快適なエステティックを目指して - JEOの目的と役割 -



NPO法人日本エステティック機構(JEO)は、2003年に経済産業省が発表した報告書※を受けて、2004年に誕生しました。設立の目的は、エステティックを利用する皆さんが安全で安心なサービスが受けられるために、そのサービスが公正で円滑に提供されるようにすることです。JEOの役員には、公正な判断ができる有識者(法律家や学識経験者、消費者団体役員等)と専門的な知識がある業界団体の代表者がなっていて、第三者的な立場で認証事業を行っています。JEOが行っている認証事業は、2007年に経済産業省から発表された「エステティックサロンの認証制度の在り方」に基づいて、その年から開始した「エステティックサロン認証」を中心として、「エステティック機器認証」「エステティシャン試験制度認証」の3事業となっています。

※エステティック産業適正化研究会「エステティック産業の適正化に関する報告書」

# 消費者が安心して利用できるエステティックへ

## - エステティック認証の目的 -



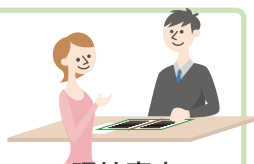
欧州で生まれたエステティックサービスは、国内においてはこの 40 年間で急速に普及し、非常に人気の高い役務(えきむ)サービスとして、多くの女性が利用しており、昨今では男性も積極的に利用するようになってきました。しかし、一部の心ない事業者の参入により、技術上のトラブルや契約上のトラブルなども増えており、消費者がエステティックサービスを利用するにあたって不安に思ってしまう状況となっています。そこで、JEO は経済産業省が発表した「報告書」に基づいて、「エステティック認証事業」を立ち上げました。このような「認証事業」を実施することにより、「基準」や「規格」に適合しているサロン、機器、試験制度(正確にいうと試験制度に合格したエステティシャン)が消費者にわかるようになり、消費者は、不安を持たずに安全で安心なエステティックサービスを利用できるようになります。2014 年 10 月から美容ライト脱毛へのサロン認証を開始しました。

# エステティック認証って何？

## - 認証事業の仕組み -

### サロン認証の決定までのプロセス

#### 審査



#### 検討



#### 決定



認証の可否を決定

「認証」とは、簡単に言えば、客観的に証明することであり、JEOの「エステティック認証事業」では、行政機関や有識者等の意見によって作成された「基準」「規格」に基づいて、対象となるサロン、機器、試験制度が、客観的にこれらの「基準」「規格」に合っているかどうかを審査し、適合しているものには認証を付与しています。例えば、サロン認証では、各分野の専門家である審査員が書類審査を行い、その上で事業者やサロンに行き、現地審査を行います。その結果を審査委員会で検討し、最終的には有識者による認証判定委員会にて認証の可否を決定します。

# サロン認証は安心・安全なサロンの証明

## - サロン認証の概要 -

「サロン認証」の基本となるのは、「エステティックサロン認証基準」です。  
この「認証基準」では大きく、以下のことを定めています。

- 1、サロンの運営管理体制について
- 2、集客・広告について
- 3、消費者相談窓口の設置について
- 4、契約の適正化について
- 5、確認及び改善について

各項目ではさらに詳細にサロンでやらなければいけないことや、やってはいけないことを定めています。

### 1、サロンの運営管理体制について

#### ① 教育について

関連する法律の研修やエステティシャンに必要な知識と技術の教育を日常的に行うことや、エステティシャンの技術水準をチェックしてからサービスを提供することが義務付けられています。

#### ② エステティック機器類及びサービスの安全について

機器の安全チェックや禁忌事項の確認などが決められています。

#### ③ 衛生管理について

掃除や消毒などルールを決めて運用することが定められています。またエステティシャンの定期的な健康診断の実施も定められています。

#### ④ 個人情報保護について

個人情報保護法に則した、個人情報の管理を行うことが義務付けられています。

## 2、集客・広告について

### ① 根拠のない効果に関する宣伝、広告表示

「このコースは必ず10kg痩せます。」や「効果を保証します。」という、合理的な根拠がなく証明することができない広告表示をしてはいけません。

### ② 比較写真の使用による宣伝、広告表示

使用前・使用後の比較写真を使って、あたかも誰でもそうなるかのような広告表示をしてはいけません。

### ③ 料金表示に関する宣伝、広告表示

実際にはほとんど提供していない「通常料金」と比べて極端に安く見せるために、「会員料金」もしくは「キャンペーン料金」などという表示をしてはいけません。

### ④ 優良・有利等誤認させる宣伝、広告表示

「このフェイシャルエステによって必ず10歳若返ります。」や「世界最高の証明がある痩身機器を使ったサービス」などと「事実と著しく相違する表示」等をしてはいけません。

### ⑤ 医師法・薬事法に抵触する用語を使用した宣伝・広告表示

「肌の状態を診断する」や「にきびを治療する」等の医師法や薬事法に抵触する用語は使用できません。

### ⑥ 勧誘方法

いわゆる「キャッチセールス」や目的を隠してサロンへ誘導してエステティックの契約を結ぶ行為等を行ってはいけません。



### 3、消費者相談窓口の設置について

#### ① 消費者相談担当者の明示

お客様に消費者相談担当者がわかりやすいように告知します。

#### ② アンケート等の実施

お客様のサービス満足度を定期的を確認する必要があります。

#### ③ 問い合わせの対応

お客様からの問い合わせに関しては誠意をもって対応し、マニュアルを作成して問い合わせ内容や対応等の記録を残しておく必要があります。

#### ④ 申し出に対する適切な対処

お客様からの申し出に関して適切に対処したかを確認できるよう記録に残します。

### 4、契約の適正化について

#### ① 特定商取引に関する法律による概要書面と契約書の交付

エステティックサロンで5万円を超えてなおかつ1ヶ月を超える役務契約をする場合、サロン事業者は、事前に契約内容を消費者が理解することができる概要書面と締結時には法律で定められた契約書をお客様にお渡ししなければなりません。また、その説明とそれを渡した記録を保管しなければなりません。

#### ② 支払い能力の確認・契約履歴の管理

お客様の支払い能力に応じて契約を行う必要があり、支払能力を考慮して契約したことを記録しなければなりません。また、後日、同じお客様と契約する場合もその記録を確認して、その方の支払能力に配慮して契約し、同様の記録を保管しておかなくてはなりません。

#### ③ 未成年者との契約について

原則的に責任がとれない未成年者と単独で契約することはできません。未成年者と思われるお客様に対しては年齢を確認し、そして未成年者と役務契約をする場合は



親権者の同意書が必要になります。また、この記録を保管しておく必要があります。

#### ④ 勧誘に関する禁止行為について

##### ◇ 不実の告知

お客様に契約を勧める時や解除する時に事実と違うことを告げてはいけません。

##### ◇ 不利益事実の不告知

契約を勧誘する際にお客様に不利益な事実があれば事前に説明しておかなければいけません。

##### ◇ 威迫・困惑させる行為

契約の締結や解除を妨害するためにお客様を不安がらせたり、困らせるような行為はしてはいけません。

##### ◇ 違法内容の契約

違法な内容の契約書を用意してお客様にサインや捺印をさせてはいけません。

#### ⑤ クーリングオフと中途解約

◇ クーリングオフや中途解約はお客様からの申し出があった場合、直ちに対応し手続きを開始しなければいけません。

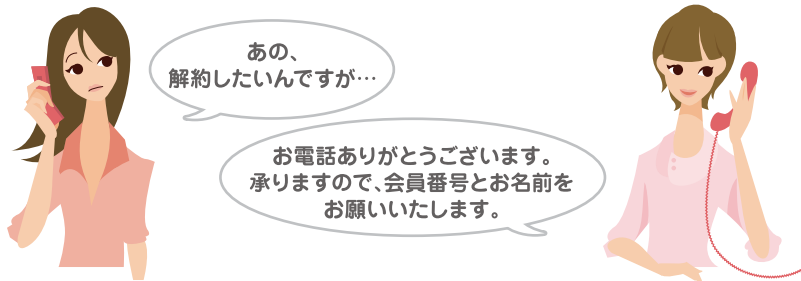
◇ 電話でのクーリングオフの申し出に関しては、ご本人かどうかを確認した上で受付を行い、その日時を記録しておかなければいけません。

◇ クーリングオフの対象外にするために、関連商品を関連商品以外の商品として販売してはいけません。

◇ 中途解約の計算方法についてわかりやすく記載した書面をつくり、お客様にご説明しその文書をお渡ししたことを記録しておかなければいけません。

◇ 中途解約の場合、コースの精算単価は契約時の単価で行わなければなりません。

◇ 中途解約における精算額の返金は、金額確定後速やかに行わなければなりません。

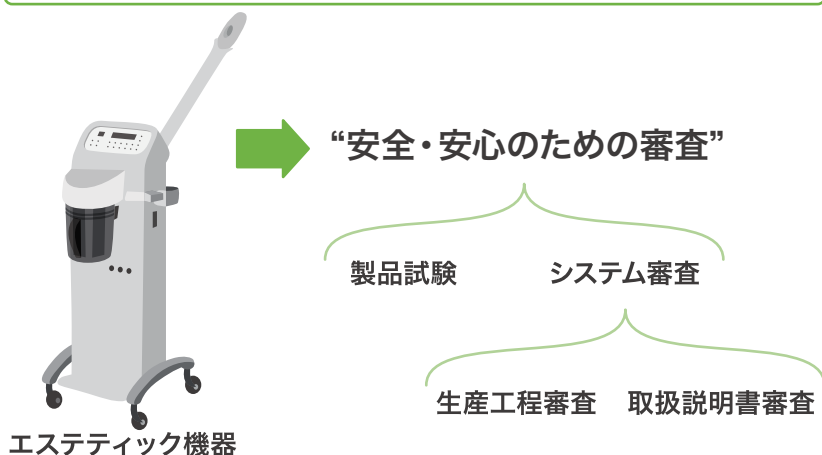


# 安全なエステティック機器で快適な施術を

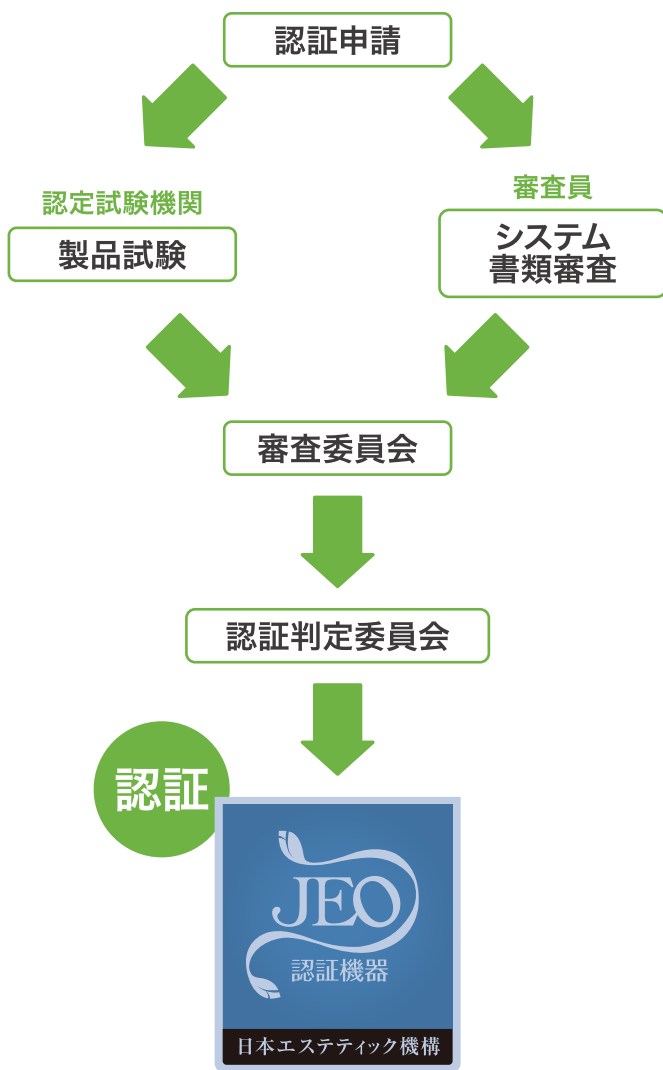
## - エステティック機器認証の概要 -

現代のエステティックサービスを提供するために不可欠なものとして、エステティック機器がありますが、最近、海外から輸入される機器の中には安全性が確認できない機械も増えてきており、取扱いを間違えると事故につながってしまうようなものもあるようです。エステティック機器は、フェイシャルに使用するもの、ボディリートメントに使用するもの、そして脱毛に使用するもの、その他衛生消毒機器や補助器具まで多くの種類がありますが、「エステティック機器認証規格」ではこれらの機器に対して共通規格と個別規格(33規格)を定めて認定試験機関で製品試験を行います。また「エステティック機器の安全性に関する試験と検査システム認証書類審査規格」に基づいてシステム書類審査を実施します。この中には「取扱説明書」の基準もあり、機械の安全性だけでなく、使用者に対して配慮されていることも審査の対象となっています。これらの審査を厳正に実施した上で、最終的に「認証判定委員会」で審議を行い、この審議の結果で合格した製品のみが「機器認証マーク」を貼ることができます。

### 「エステティック機器認証」の概要



エステティック機器認証マークが付与されるまで



# 安全で信頼できる「美容ライト脱毛」

- 消費者が安全・安心を選ぶ時代へ -

エステティックに実施できる脱毛施術の中に光を使用して行う脱毛方法があります。そもそも厚生労働省通知では光を使用した脱毛に関して原則的に医療行為としておりますので、エステティックサロンでは厚生労働省通知に抵触しない範囲で脱毛施術を行う必要があります。

そのため使用機器においてはそのスペックや安全性等に関して公式な検査機関にて厳密な検査をおこない、かつ工場などの審査にも合格する必要があります。また施術を行う技術者はヤケドなどの健康危害の発生を未然に防ぐための知識と技術を習得する必要があります。

更に、脱毛を実施するサロンの経営者は関連法令や消費者対応を学び法令遵守及び、消費者保護を徹底する必要があります。

そのため、JEOと日本エステティック振興協議会 ※（JEP A）ではエステティックサロン等でも実施可能な「美容ライト脱毛」のルールを作り運用しています。

両団体で定めたエステティックサロンにて実施できる「美容ライト脱毛」の要件とは、以下の事項となります。

1. 機器はJEP Aの適合審査に合格し、日本エステティック機構の認証を付与されているものを使用する。
2. 施術者はJEP Aの実施する安全講習会及び認定美容ライト脱毛技術者講習会を受講する。
3. 脱毛サロンの経営者はJEOが実施する「サロン運営管理者講習会」を受講する。

以上の3つの条件を満たした場合、エステティックサロン認証の申請が行うことができます。

エステティックサロン認証に合格した場合、緑の認証マークに加えてオレンジ色の「美容ライト脱毛」サロンに提示できるマークが付与され安全な脱毛が可能サロンとしてお客様に提示することができます。



なお、上記の3つの要件がそろい、認証申請を行うとその時点で「認証申請中」マークが付与され、審査中でも安全に脱毛を施術できるサロンとしてお客様に提示できます。



※「一般社団法人日本エステティック振興協議会」は主な業界団体（日本エステティック協会、日本エステティック工業会、日本エステティック業協会）により自主基準の策定やそれに伴う研修等を実施し、エステティック産業の健全化を推進している団体です。

# 信頼できるエステティシャンを証明する試験

## - エステティシャン試験制度認証の概要 -

エステティックサービスを提供する上で最も重要なものは、当然、エステティシャンの質です。国内には様々なエステティシャンの資格が存在しますが、お客様には担当するエステティシャンがどのようなことを学び、どのような技術を習得しているのかがよくわかりません。JEOが公開している「エステティシャン指針」や「エステティシャン試験制度認証基準」等では、信頼できる機関での制度運営や受験資格を得るための教育カリキュラムや実務経験の内容、また試験の合格条件の明確化等を定めており、その内容に沿っているかどうかを慎重な審査を行った上で、それに適合するエステティシャン試験制度に対して認証の付与を行っています。また、認証された試験制度によって実施された試験に合格した方には、JEOの認証マークが入った合格証が発行されます。お客様はその合格証を見て担当するエステティシャンが必要な知識や技術を習得していることを確認でき、安心して施術を受けることができます。

2007年発表の「エステティシャン指針」では、教育理念やエステティシャンの定義を明確にして、300時間又は1000時間以上履修のエステティシャンのカリキュラムの内容を提示しています。

### JEOの定める「エステティシャン指針」の概要

参考：300時間以上履修のカリキュラム概要（2007年4月発表）

	時間数	カリキュラム概要
理論	110時間	エステティック概論・皮膚科学・解剖生理学・心理生理学・運動生理学・化粧品学・電気学・関連法規・衛生管理・救急法・エステティックカウンセリング・サロンマネジメント
実技理論	20時間	フェイシャル理論・ボディ理論・ワックス脱毛理論
実技	170時間	フェイシャル実技・ボディ実技・ワックス脱毛実技

## 認証試験制度の仕組み



# サロン運営管理者講習会について

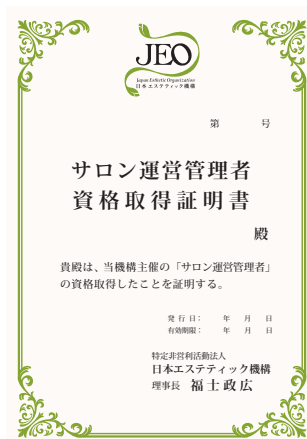
## - 経営に必要な法律と現状を理解する資格 -

日本ではエステティックを経営するために法律で定められた「資格」や「許可」は必要とされていません。

それは誰もが自由に参入できその競争によりサービスの質的な向上が図れるといったメリットがある一方、一部の悪質な経営者の参入も可能であり、そういった経営者が消費者に迷惑をかけていることにより産業全体の信頼を損ねているという結果ももたらしています。

JEOでは、従前より実施している「経営者・管理者講習会」を発展させ、「関連法令」及び「消費者対応」などの講習をエステティックサロンの経営者や店舗管理者の方に受講いただき、受講修了者に「サロン運営管理者」資格を付与する取り組みを開始いたしました。

健全な運営を目指しているサロン経営者に、適切な法令知識や消費者対応の知識をもってもらう為の「サロン運営管理者」資格を普及させることによって、資格者が経営するサロンの信用を高めることが、ひいては業界全体の消費者からの信用を高めることになり、結果的に悪質な経営者をこの業界から排除することを目的としています。



### 1. 講習内容

エステティックサロン運営に必要な法令知識として「消費者契約法」「特定商取引に関する法律」「割賦販売法」「労働関連法」「個人情報保護に関する法律」などの中でサロン運営に必要な最低限の知識と、また消費者関連の知識としては消費者行政の仕組み、エステティックサービスに関しての消費者相談状況や具体的な相談例を学べるものとなっております。またエステティック認証制度の内容と美容ライト脱毛での安全な取り組みについても講習します。

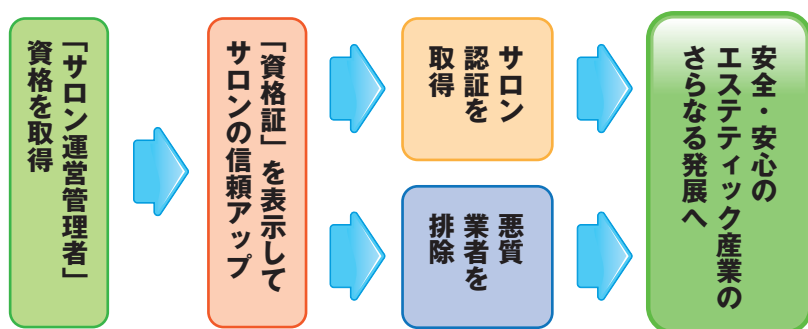


## 2. 講習を受講しますと「サロン運営管理者」資格を付与

この資格はエステティックサロン認証の申請を行う事業者には必須となります。この資格証をサロンに提示や、サロンのHPに公表することによりサロンの信用を高めることも可能です。

資格の有効期限は受講から3か年として、更新するためには3年毎に同講習を受講していただく必要があります。

## 3. 「サロン運営管理者」を取得する意義



## 4. お申込み／詳細

QRコードが読み込めない場合は下記より  
<http://esthe-npo.org/jigyoushasetsumei.html>

お申込み QR



### ■ 無料講座のお知らせ

1. 即役立つ！エステティックサービス契約書・概要書面の書き方
2. サロン認証基準説明会

お申込み QR



★QRコードが読み込めない場合は <http://esthe-npo.org/index.html>

# エステティックサロン事業者登録制度

## - 業界唯一の第三者機関への登録制度 -

「法令遵守」と「消費者保護」を自己宣言いただいた事業者の方に当機構に登録（無料）、段階的にサロン認証を取得していただく制度です。

◎条件に適合しているサロンはどなたでも登録できます。

### ■登録条件は3項目

① 特商法に指定されているエステティックサービス契約※1 はしていない、もしくは特商法に指定されているエステティックサービス契約を行っている場合は、当機構指定の法定書面（契約書・概要書面）を使用しているか、当機構が法令に遵守していることと認めた法定書面を使用していること。

※1. 契約金額が5万円（エステティックサービスを提供するにあたり販売した商品も含む）を超え、且つ役務提供期間が1カ月を超える契約

② 脱毛をしていない、もしくは以下の条件のいずれかに該当する脱毛のみを実施している。a. 当機構の認証機器もしくは日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛適合審査制度」に合格した安全な脱毛機器を使用しており、施術者は、同協会の実施する「美容ライト脱毛安全講習会」を受講し合格していること。なお、認証機器の使用については2023年12月31日までに完全に対応すること。b. 上記の（a）以外で法令に抵触しない脱毛を行っている。

③ 当機構が別途定める、「登録事業者誓約事項」を宣言できる。

### 登録特典

1. 登録番号と事業者名が記載されているポスター（PDF）をメール添付にて送らせて頂きます。
2. 当機構が作成したマニュアルや書式等を利用してサロン認証をスムーズかつ有利に取得できます。（3年間で3万円程度）
3. 行政からの情報や法令改正等の情報をメールでお知らせします。
4. 主に当機構主催の講習会や勉強会の情報をご案内します。
5. サロン運営でお困り事などご相談に誠意をもって対応させていただきます。等



【詳しくは下記より】

・ サロン事業者登録制度について QR

・ お申込み QR



★QRコードが読み込めない場合は下記より

<http://esthe-npo.org/jigyoushasetsumei.html>

## こんな時はどうするの？

各認証事業の詳しい内容を知りたい！

サロン認証を取得したい！

認証された機器を知りたい！

特定継続役務を始めたいが契約書ってどうするの？

認証マークの入った合格証がほしい！



特定非営利活動法人 日本エステティック機構

tel:03-3230-8002 e-mail:pr@esthe-npo.org

<http://www.esthe-npo.org/>



消費者行政の現状を知りたい！

消費者生活安心ガイド

消費者庁

国民生活センター

<https://www.no-trouble.jp/>

<https://www.caa.go.jp/>

<http://www.kokusen.go.jp/>

サービス産業に関わる情報が知りたい！

経済産業省

<https://www.meti.go.jp/>





特定非営利活動法人 日本エステティック機構  
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル 5階